

韮崎市（監委）告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定に基づき実施した監査の結果について、同条第9項の規定により、下記のとおり公表する。

令和8年10月5日

韮崎市監査委員 内藤 一穂

韮崎市監査委員 清水 康雄

(1) 基準に準拠している旨

監査委員は、韮崎市監査基準（令和2年監査委員訓令甲第1号）に準拠して監査を行った。

(2) 監査等の種類

財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定による監査）

(3) 監査等の対象

議会事務局、税務収納課、市立病院

(4) 監査等の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(5) 監査等の実施内容

関係職員へのヒアリング及び抽出による関係書類等の確認。

(6) 監査等の結果

① 監査年月日 令和8年9月30日

② 監査対象期間 令和8年度（令和8年8月末日現在）

③ 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているものと認める。

④ 指摘事項

なし